

奈良市病児保育園設置運営事業者募集要項（再公募）

1 募集の趣旨

奈良市（以下「本市」という。）では、共働き家庭やひとり親家庭が増加する中、安心して子育てと仕事の両立ができる保育環境の充実を図るため、子どもが一時的な病気の際にも保護者が安心して仕事ができるような環境の整備を進めています。

現在、本市には東紀寺町及び菅原町の 2 箇所に病児保育園がありますが、病児保育園が設置されていない本市の北西部地域において、病児保育園を設置及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を、応募期間を設けず常時募集します。

2 設置対象地域及び設置箇所数等

募集する病児保育園の設置対象地域は、下記のとおりです。

地域	対象範囲	設置箇所数
北西部	以下の範囲かつ本市内とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・近鉄高の原駅周辺（駅から概ね 2.5 km 以内） ・近鉄学研奈良登美ヶ丘駅周辺（駅から概ね 2.5 km 以内） ・近鉄富雄駅周辺（駅から概ね 2.5 km 以内） 	1 箇所

※ ただし、特別な理由がない限り都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域は対象外とします。

3 事業内容

（1）実施施設

児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に基づく病児保育事業のうち、病児保育事業の実施について（平成 27 年雇児発 0717 第 12 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知）における別紙「病児保育事業実施要綱」の事業類型で「病児対応型」を実施する施設。

（2）実施形態

医療法に定める病院又は診療所（以下、「本体施設」という。）と実施施設との位置関係については、次の①又は②のいずれかとします。

- ① 医療機関併設型（本体施設に付設された施設又は専用スペースでの実施）
- ② 単独型（本事業のための専用施設での実施）。この場合、利用児童の健康管理のために、本体施設と常時連携がとれること、緊急時には実施施設の近隣の医療機関又は医師（複数可）と連携がとれることが条件です。

※ 医療機関併設型及び単独型のうち本体施設までの移動時間が 5 分未満の場合は、審査の際に

① 本施設を設置・経営又は設置・経営を予定している法人又は個人事業主であること。

応募資格は、次のとおりです。

(1) 応募資格

4 応募資格

延長料金を徴収することができます。

③ 保護者の利用者負担額は1回当たり2,000円としますが、延長保育時間帯の費用として
 査の際に加点されます。(加点の詳細は別紙1をご参照ください。)

※上記①、②を基本としますが、土曜保育などの実施又は開所時間の延長を行う場合は審
 できるものとします。

長保育としての実施も可能とし、利用料金とは別に延長保育料金として徴収することが

※開所及び閉所の前後1時間(午前7時半～午前8時半及び午後5時～午後6時)は、延

② 病児保育の利用時間は、原則として午前7時半～午後6時とします。

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日まで

(イ) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(フ) 土曜日・日曜日

① 病児保育の実施日は、原則として次に掲げる日以外の日とします。

(6) 開所時間等

照ってください。)

※定員を7名以上に設定する場合は、審査の際に加点されます。(加点の詳細は別紙1をご参

定員6名以上

(5) 定員

④ その他実施施設の長が必要と認めた疾患

③ 骨折等の外傷性疾患

② 水痘、流行性耳下腺炎、とびひ等の感染症疾患

① 感冒等乳幼児が日常罹患する疾患

対象となる児童の疾患は、次のとおりとします。

(4) 対象疾患

ご参照ください。)

※対象児童を満6か月以上とする場合は、審査の際に加点されます。(加点の詳細は別紙1を

冠婚葬祭等の社会的理由により家庭での保育が困難である児童とします。

つ、当面症状の急変が認められない場合であって、保護者が就労、疾病、災害、事故、出産看護、

市内に居住する満1歳から小学校6年生までの児童のうち、病気又は病気の回復期であり、か

(3) 対象児童

加点されます。(加点の詳細は別紙1をご参照ください。)

なお、応募日現在で本体施設を設置・経営していない応募者については、国庫補助金事前協議時点までに医療法(昭和23年法律第205号)第7条の規定に基づき許可を受けた病院、診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者であること。

- ② 本体施設に診療科目として小児科があることが望ましい。
- ③ 本体施設及び実施施設を安定的かつ継続的に経営できる能力があること。
- ④ 本体施設が医療法その他関係法令を遵守しており、直前3年以内に医療法に基づく開設許可取消又は閉鎖命令を受けていないこと。また、医療法に基づく立入調査の対象である場合は、直前3年以内の立入調査において重大な法令違反により同一内容の文書による指摘を連続して受けていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。このことについて、応募する事業者の役員について管轄する警察署へ照会を行う場合があります。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。
- ⑦ 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。
- ⑧ その他法令等に違反する事業者でないこと。

なお、応募後、上記事項を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

(2) 応募に対する制限

次に掲げる者は、前記(1)を満たす有資格者であっても、本事業に応募することはできません。また、応募者は以下①に掲げる者から直接的又は間接的に支援を受けることはできません。

- ① 本市が設置する「奈良市民間保育所等選考審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)の委員・臨時委員及びその家族
- ② 審査委員会委員・臨時委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている団体に所属する者
- ③ 審査委員会委員・臨時委員から指導を受けている立場にある者

(3) 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る応募者は失格とします。

- ① 提出書類に重大な不備や虚偽の内容を記載したと認められる場合
- ② 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- ③ 応募者が審査委員会による選定の前後に、審査委員会委員・臨時委員と直接、間接を問わず本計画に関する接触を求めた場合
- ④ その他本市が不正・不適切と認める行為があった場合

5 用地等

実施施設の物件は、用地に建物を新築する形態、若しくは既設ビルのテナント等の既存建物を

保育室等がある階	2階	耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物	4階以上
	3階	耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物	
i 建物構造	耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物	
	準耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物	耐火建築物	
ii 階段など (それぞれ1つ以上設置)	常用	屋内階段	屋内階段 (避難) ※1	屋内階段 (避難) ※1	屋内階段 (避難) ※1	屋内階段 (避難) ※1
	避難用	屋外階段	屋外階段	屋外階段 (避難) ※1	屋外階段 (避難) ※2	屋外階段 (避難) ※2
						耐火構造の傾斜路

上記の他にも認可外保育施設指導監督基準第4の条件を満たすこと

備考

③ 保育室及び観察室又は安静室 (以下「保育室等」という。) は、原則として1階とすること。これによりがたい場合、次の表に定める基準を満たすこと。

- ※ 3部屋以上設ける場合は、審査の際に加点されます。(加点の詳細は別紙1をご参照ください。)
- ① 保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とすること。
- ② 観察室又は安静室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、2部屋以上設けること。また、原則として利用定員1人当たり1.65㎡以上とすること。
- (1) 施設整備に当たっては、次の事項を遵守してください。

6 整備及び運営に当たっての条件

- また、賃借料及びその財源を収支予算書に計上すること。
- (6) 貸与を受ける不動産については、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ② 貸主が地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は信用力の高い主体である場合
- ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
- と判断される場合は、この限りではありません。
- ただし、次のいずれかに該当する場合などにより安定的な事業の継続性の確保が図られ
- (5) 貸与を受ける不動産については、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。
- の交付が確認できること。また耐震性に問題がないこと。
- (4) 既存建物を利用する場合は、建築基準法 (昭和25年法律第201号) の規定による検査済証
- 運営可能な不動産であること。
- (3) 病児保育園の経営を行うために直接必要な全ての不動産については、継続的かつ安定的に
- に事前相談を行い、当該計画の実現性をあらかじめ確認すること。
- (2) 開発工事や建築工事においては、都市計画法等土地にかかると法的規制について、関係部局
- だし、借地の場合は病児保育園の建設に支障がないこと。
- (1) 病児保育園を整備する用地は、事業者が所有若しくは取得見込み又は借地であること。た
- 利用する形態のいずれかとし、用地等については、次の要件を満たすものとします。

※1 建築基準法施行令第123条第1項で規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する屋内特別避難階段

※2 建築基準法施行令第123条第2項で規定する屋外階段

- ④ 自園調理を実施しない場合においても、調理室及び調乳室若しくは調乳場として区画された場所を有すること。また、専用の調理室が設けられない場合においては、本体施設の調理室を兼用しても差し支えない事とします。
- ⑤ 事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
- ⑥ 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
- ⑦ 事業に必要な設備及び備品（遊具、保育用品、医療品）を備え、児童の養育に適した場所になっていること。
- ⑧ 児童の送迎や緊急時に利用する車両等の駐停車場所が確保されていること。
- ⑨ その他、施設の整備に当たっては、以下（ア）～（エ）に記す法令等を遵守し、関係機関の指示に従いながら、可能な限り早い時期に開園できるよう、遅滞なく円滑に進めること。

（ア）奈良市病児・病後児保育事業実施要領

（イ）病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（別紙）病児保育実施要綱

（ウ）認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日雇児発第177号）（別添）認可外保育施設指導監督基準のうち、第2の3（1）及び（2）、第3、第4、第5、第6、第7の（2）及び（3）を除く部分、第8、第9

（エ）都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）等の施設整備に係る関係法令

（2）運営に当たっては、次の事項を遵守してください。

① 基本事項

（ア）利用児童については、実施施設内での事故等に関する保険（損害賠償責任保険、傷害保険等）に加入すること。

（イ）保護者との意思疎通を図り、質問・要望等については誠実に対応すること。

② 医療機関との連携等

（ア）開所時間内において、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、必要に応じ対象児童の診察や、病態の変化に的確な対応ができるように、協力関係を構築すること。

（イ）協力医療機関（併設する医療機関含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。

③ 職員配置

病児保育事業を実施する人員体制は原則として以下のとおりとし、病児の適切な処遇を確保すること。

(フ) 利用児童概ね10人に対し看護師、准看護師、保健師又は助産師1人以上

(イ) 利用児童概ね3人に対し保育士1人以上

④ 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。

⑤ その他、運営に当たっては、上記(1)⑥(ア)～(ウ)に記す法令等を遵守しながら、「保育所保育指針」(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)に基づいた保育を提供すること。また、本市からの指導に従う等、本市の保育行政について積極的に協力すること。

7 施設整備・運営に当たっての助成制度

事業者が施設を整備・運営するに当たっては、次の助成制度を利用することができます。

(1) 施設整備費補助

国庫補助金(子ども・子育て支援整備交付金)を活用し、施設の整備に必要な工事費等(工事費又は工事請負費及び工事事務費等)に対し、予算の範囲内で補助を行います。

※病児保育事業を実施するための既存施設の内部改修工事も対象となります。

※用地購入費及び整地に関する経費に対する補助はありません。

※国庫補助金を活用する場合、事業候補者選定後に申請時期を判断します。国庫補助金の交付

決定内示は、申請後約2か月を予定していますが、変更が生じることがあります。工事着工

は国からの国庫補助金交付決定内示以降となります。

※補助金を活用して施設整備を行った部分について処分等を行う場合は、事前に本市に相談を行い、指示に従ってください。

(2) 運営費補助

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱(昭和61年奈良市告示第52号)に基づき補助します。

8 応募方法等

(1) 質問・回答

① 質問の受付

「病児保育園設置運営事業者募集に係る質問書(別紙2)」により奈良市子ども未来部保育所・幼稚園課宛てにFAX又は電子メールにて送付してください。

※確認の為、送付した旨電話連絡をお願いします。

② 受付期間 随時(ただし、事業者から応募のあった日の1週間後から、事業者選定結果

の公表日までの期間は受付を中断します。)

③ 回答方法 提出された質問については、適宜FAX又は電子メールにて回答します。

(2) 公募申込書(様式1)及び応募書類(「提出書類一覧(別紙3)」のとおり)の提出

- ① 提出場所 奈良市子ども未来部保育所・幼稚園課（平日午前9時から午後5時まで）
- ② 提出期間 随時（ただし、事業者から応募のあった日の1週間後から、事業者選定結果の公表日までの期間は受付を中断します。）
- ③ 提出方法 持参に限ります。郵送等による提出は受け付けできません。
 - ※ 事前に電話で日時を連絡の上ご持参ください。
 - ※ 提出の際に提出書類についてお聞きする場合がありますので、担当者の方がご持参ください。
 - ※ 提出書類一式に不備・不足のある場合は、受け付けできません。
 - ※ 提出の中断期間が発生した場合及び募集を終了した場合は、本市ホームページでお知らせいたします。

9 事業者選定

審査委員会において審査を実施します。審査は、書類審査及びヒアリング審査により行い、その結果を総合的に判断し、事業候補者を選定します。ただし、第1位の事業候補者が、前記「4 応募資格」の要件を満たさなくなった場合、又は審査に関して不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、第2位の事業者を候補者として選定します。また、選定の結果、該当なしとする場合もあります。この場合は、再度事業者を募集します。

なお、ヒアリング審査については非公開とします。ヒアリング審査には、応募者代表者（本事業の責任者）が必ず出席してください。

選定方法及び日程は次のとおりです。なお、状況により審査を追加する場合があります。

(1) 選定方法

- ① 審査委員会は、提出書類一覧の書類審査及びヒアリング審査を審査基準表（別紙1）に基づき審査項目ごとに採点し、基礎点及び加点の合計点の高い事業者を選定します。
- ② 審査委員の合計基礎点の平均点が144点未満（合計基礎点240点満点の60%未満）の場合は選考対象外とします。

(2) 選定日程

日 程	事項及び書類等の提出
平成30年10月1日（月）	募集要項公表
平成30年10月1日（月）から	病児保育園設置運営事業者募集に係る質問書（別紙2）の提出
平成30年10月1日（月）から	提出書類一覧（別紙3）の提出
事業者から応募書類提出後	書類審査及びヒアリング審査
審査委員会の審査終了後	結果通知 ※選定に関する異議等は受け付けいたしません。

- ③ 本市が必要と認める場合、本募集へ応募者の名称及び提出書類等の内容（個人情報を除く）
- ② 本募集要項及び別添資料は、応募の検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ① 提出期間終了後の提出書類等の変更及び追加は、原則として認めません。ただし、本市から指示した場合は除きます。

(1) 応募上の注意事項

1.1 その他

- ⑤ 特別な理由なく病児保育園の設置運営を開始するまでに履行することが困難であると本市が判断した場合。
- ④ 周辺地域への説明及び対応が誠実に行われていないと確認された場合。
- ③ 建築基準法等により必要となる協議を関係各課と行っていないと確認された場合。
- ② 選定後、本市の承諾を得ずに応募内容を変更した場合。
- ① 「4 応募資格」に記載された各項目を満たさなくなった場合又は応募日時点で各項目を満たしていないことが後日判明した場合。

して選定します。第2位の事業者がいらない場合は、再度事業者を募集します。なお、第1位の事業者候補者が失格となった場合、第2位の事業者を候補者として選定します。次のいずれかに該当する場合、審査結果の通知後であっても決定を取り消し、その事業者候補

(3) 事業者候補者決定の取り消し

行い、その会議録などを作成しておくこと。市は必要に応じて提出を求めることがあります。

事業者候補者が責任を持って工事入札前までに、病児保育園の所在地の自治会に対して説明を行い、その会議録などを作成しておくこと。市は必要に応じて提出を求めることがあります。

(2) 地元への説明

に本市と事業者候補者との間で覚書を締結します。

選定後、本市との事前協議に出席すること。また、応募内容を確実に履行していただくため

(1) 事前協議・覚書の締結

1.0 選定後の留意事項

日程	事項
事業候補者決定以降	事前協議
事前協議以降	本市との覚書締結・地元への説明
国庫補助金交付決定内示以降	入札等手続・工事契約・着工
開園1か月前頃まで	竣工・完了検査
可能な限り早い時期	開園

(3) 事業開始までのスケジュール

く。)を公表することがあります。

- ④ 応募提出された書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。ただし、本市は、事業候補者の決定等に必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出書類等については、返却しません。
- ⑤ 応募に関する費用は、全て応募者の負担とします。
- ⑥ 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面（辞退届等）により提出してください。

(2) 計画の変更について

事業候補者として決定された後の応募内容の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、かつ変更後も確実に開園時期までの開園が可能であり、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ、認める場合があります。

【問い合わせ先】

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課

(奈良市役所中央棟1階)

Tel 0742-34-5363 Fax 0742-36-7671

E-mail : hoikusho-youchien@city.nara.lg.jp

